

筑北村高齢者用肺炎球菌予防接種のお知らせ

平成 26 年度から高齢者用肺炎球菌予防接種が定期予防接種として指定されました。

肺炎は、日本人の死因の第 3 位であり、死亡者の 95%以上が 65 歳以上の方です。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌です。肺炎球菌予防接種を接種しておく、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

今年度補助の対象となる方は、今年度中に 65 歳になる方です。ただし、過去に高齢者用肺炎球菌予防接種を受けたことのある方は、補助の対象となりません。

副反応が強く出る等の心配があるため過去に接種したかの確認が不確かな方は、かかりつけ医等にお問い合わせいただき、接種にあたっては慎重に行ってください。

【予約・接種期間】 **令和8年 4 月 1 日～(※生年月日により異なります)**

※期間内に接種が出来なかった場合、補助の対象となりません。
期間内での接種をお勧めします。

【接種(補助)回数】 **1 回**

※過去に高齢者用肺炎球菌予防接種を受けたことのある方は補助の対象となりません。

【自己負担額】 **2, 000円**

※医療機関で料金をお支払ください。

※当日予診をして接種ができなかった場合は、診察料 920 円をご負担ください。

【接種の際の持ち物】 ①予診票

②接種券(クリーム色)

③本人確認書類(保険資格確認書、マイナンバーカード等)

【令和 8 年度の接種対象者】

① 令和 8 年度に次の年齢となる方

昭和 36 年 4 月 1 日～昭和 37 年 3 月 31 日生まれ

対象期間は、65 歳になる日の前日から 66 歳になる日の前日までとなっています。

例) 昭和 36 年 5 月 1 日生まれの方の対象期間: 令和 8 年 4 月 30 日～令和 9 年 4 月 30 日

② 接種日において 60 歳以上 65 歳未満の者で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害のある者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある者

高齢者用肺炎球菌予防接種の注意事項

【接種を受けられない方】

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を行ってはいけません。

- ① 明らかな発熱を呈している方
- ② 放射線、免疫抑制剤等で治療中の方（免疫抑制剤による治療を受けられる方は、少なくとも 14 日以上前までに接種を行ってください。）
- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ④ 本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ⑤ 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

【接種にあたり注意が必要な方】

健康状態及び体質を勘案し、次のいずれかに該当すると認められる場合には、注意して接種しなければいけません。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな方
- ② 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれんの既往のある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

【接種後の注意】

- ① 接種当日は激しい運動を避けてください。（接種当日の入浴は差し支えありません。ただし注射したところをこすらないでください。）
- ② 接種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般にその症状は軽く、通常、数日中に消失します。
- ③ 接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、ただちに医師の診療を受けてください。
- ④ 医療機関から渡される「**予診票の本人控**」は**接種証明書**となりますので、大切に保管してください。

その他

- ① 肺炎球菌とインフルエンザの両方の予防接種を受けることで、より高い肺炎予防効果が得られます。また両方の予防接種を同時に受けることも可能ですが、詳しくはかかりつけ医にご相談ください。

ただし、両接種ともに、**対象は接種日現在で 65 歳以上**となります。64 歳で同時に両方の予防接種を受けた場合、補助の対象となりません。ご注意ください。

※心臓などに障害のある方はこの限りではありません。

- ② 脾臓摘出をされた方は、保険適応で接種することができます。

＜お問い合わせ先＞

筑北村住民福祉課

TEL 6 6 - 2 1 1 1